

・定員 30名  
・対象 小学校入学前の児童(但

**問寒別へき地保育所**

し、2歳未満の児童を除く)  
・入所事由 保護者の就労などに  
より家庭で保育できない場合  
3歳以上児については集団生活

利用者負担額徴収基準額表 (保育3号認定)								
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					3歳未満児 (3号給付)			
					徴収基準額 (月額) 円			
階層区分	定 義				保 育 標準時間	保 育 短時間		
A	生活保護世帯				0	0		
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)にあっては、前年度分。以下同じ)の町民税非課税世帯				ひとり親世帯等		0	0
					ひとり親世帯等以外の世帯		0	0
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等		5,350	5,290	
				ひとり親世帯等以外の世帯		11,700	11,580	
			2	48,600円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等で所得割課税額77,101円未満		5,400	5,400
					上記以外の世帯		18,000	17,760
					97,000円以上169,000円未満		26,700	26,340
4	169,000円以上301,000円未満	36,600	36,060					
5	301,000円以上	48,000	47,280					

・C1階層～C3階層までの第2子以降は第1子の年齢に関わらず0円、C4階層～C5階層はこども園を同時に利用する最年長から順に第2子は半額、第3子以降は0円

① 3歳～5歳の保育料は無償化となつています。  
ただし、実費徴収として、おやつ代(月額700円)・行事食(1回240円)および教

●問寒別へき地保育所の保育料および保護者負担金について

の経験をさせたいなどの場合  
時間 月曜日～金曜日(8時00分～15時30分)  
(延長を希望される方は17時15分まで)  
休所日・土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始  
入所申込み  
様式は問寒別へき地保育所に  
来所して入手いただく  
か、幌延町ホームページからPDF(へき地保育所入所申込書)を印刷してご使用ください。  
入所事由により就労などの証明書類を添えて、問寒別へき地保育所に提出してください。

② 3歳未満児は左記表の保育料徴収基準額となつています。  
材料費(月額1,140円)の保護者負担金があります。

問寒別へき地保育所 保育料徴収基準額表				
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				
階層区分	定 義		3歳未満児 保育料 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯		0	
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)にあっては、前年度分。以下同じ)の町民税非課税世帯		0	
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	6,600
	2		48,600円以上 97,000円未満	10,500
	3		97,000円以上 169,000円未満	11,300
	4		169,000円以上	12,900

・3歳未満児保育料は保育所を同時に利用する最年長から順に、2人目以降は基準額の半額

認定こども園、問寒別へき地保育所についてのお問い合わせは、認定こども園(5-1254)でお受けしています。